

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見募集の結果について

平成17年7月4日
法務省保護局総務課

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見募集」につきましては、平成17年5月27日から同年6月17日までの期間、インターネットのホームページに掲載すること等により御意見を募集したところ、下記のとおりでしたので御報告いたします。

記

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見提出期間

平成17年5月27日から平成17年6月17日まで

(2) 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

(3) 意見提出先

法務省保護局総務課

2. 意見募集の結果

(1) 意見提出数1件

(2) 意見の数1件

3. 意見の概要と意見に対する考え方について

御意見の概要は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律を廃止すべきというものであり、今回の政令等の制定に直接関係ある御意見等はありませんでした。

当方といたしましては、政省令等を制定する等施行に向けた準備を進め、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律が適切に施行・運用されますよう努めてまいりたいと考えております。